

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修
受講の手引き

令和7年4月1日
宮崎県障がい福祉課

目次

1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について……………	4
2 サービス管理責任者等の研修制度の見直しについて……………	4
3 旧サービス管理責任者等に対する経過措置について……………	5
4 サービス管理責任者等研修について……………	6
5 基礎研修修了者が行う実務経験(OJT)について……………	8
6 更新研修の受講間隔について……………	8
7 サービス管理責任者等として配置される際に必要な書類……………	9
8 サービス管理責任者の実務経験要件について……………	10
9 児童発達支援管理責任者の実務経験要件について……………	13
10 その他の経過措置及び特例措置について……………	17
11 研修要件確認フローチャート……………	18

用語の整理

●サービス管理責任者等

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

●新サービス管理責任者等

平成31年4月1日以降の新カリキュラムによって養成されたサービス管理責任者等

●旧サービス管理責任者等

平成31年3月31日以前の旧カリキュラムによって養成されたサービス管理責任者等

●障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

●児童福祉法

児童福祉法(昭和22年12月22日法律第164号)

●基準(者)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)

●基準(児)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

●告示(者)

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)

●告示(児)

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

●国要綱

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」)

●県要綱

宮崎県サービス管理責任者研修事業実施要綱(平成18年10月1日福祉保健部障がい福祉課)

●県要領

宮崎県サービス管理責任者研修実施要領

1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

(1) サービス管理責任者とは

サービス管理責任者とは、障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助)に対し、基準(者)によって配置が義務づけられている従業者で、個別支援計画の作成及びサービス提供プロセスの管理並びにサービス提供職員への技術指導助言等を行う職員です。

サービス管理責任者となる要件は告示(者)に定められており、実務経験要件及び研修修了要件の両方を満たす必要があります。

(2) 児童発達支援管理責任者とは

児童発達支援管理責任者とは、児童福祉法に基づいて実施される障害児通所支援事業所及び障害児入所支援事業所に対し、基準(児)によって配置が義務づけられている従業者のことで、個別支援計画の作成及びサービス提供プロセスの管理並びにサービス提供職員への技術指導助言等を行う職員です。

児童発達支援管理責任者となる要件は告示(児)に定められており、実務経験要件と、研修修了要件の両方を満たす必要があります。

2 サービス管理責任者等の研修制度の見直しについて

平成31年4月1日より、サービス管理責任者等の研修制度が見直され、新しい研修カリキュラムとなりました。

この見直しによる主な変更点は以下のとおりです。

- 実務経験要件が緩和され、必要年数は3～8年以上となった。
- 基礎研修修了後に2年間の実務経験(OJT)を経験し、実践研修を修了することが必要となった。
- 更新制度が導入された。

サービス管理責任者の配置が義務づけられている障害福祉サービス事業所等の運営にあたっては、計画的な人材育成をお願いします。

3 旧サービス管理責任者等に対する経過措置について

旧サービス管理責任者等については、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、引き続きサービス管理責任者として従事することができましたが、それ以降引き続きサービス管理責任者として従事するためには、令和 6 年 3 月 31 日までに「サービス管理責任者更新研修」を修了していることが要件となります。

令和 6 年 3 月 31 日までに更新研修を修了していない場合は、サービス管理責任者等の研修修了要件を満たさないため、「サービス管理責任者実践研修」を改めて修了することが必要となります。

4 新サービス管理責任者等研修について

(1)サービス管理責任者等基礎研修	
受講対象者	宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方のうち、次の①及び②並びに③を満たす方。 ① 指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者等として従事しようとする方。 ② 実務経験要件を既に見たしている、または2年以内に満たす見込みの方。
時間数	15時間(約3日間)

(2)サービス管理責任者等実践研修	
受講対象者	宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方のうち、次の①又は②あるいは③のいずれかを満たす方。 ① サービス管理責任者基礎研修を修了後、実践研修の受講開始前5年間に、指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した方で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している又は従事しようとする方。(※) ② 旧サービス管理責任者のうち、平成31年4月1日以降に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となり、実践研修受講開始前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援又は直接支援の業務に従事した方で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している又は従事しようとする方。 ③ 告示に定める期間にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった方で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している方又は従事しようとする方。この場合は、相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない。
時間数	14.5時間(約2日間)

※ 実践研修申し込み時点で研修事務局宛てに「実務経験見込証明書」を提出し、研修修了後に正式に「実務経験証明書」を提出していただく必要があります。

(3)サービス管理責任者等更新研修	
受講対象者	宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方のうち、次の①又は②のいずれかを満たす方。 ① サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者、又は相談支援専門員として従事している方で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している方又は従事しようとする方。 ② サービス管理責任者実践研修を修了後、サービス管理責任者更新研修の受講開始日前5年間に於いて、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者又は相談支援専門員として業務に通算して2年以上従事していた方で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している方又は従事しようとする方。
時間数	13時間(約2日間)

(4)サービス管理責任者専門コース別研修	
受講対象者	宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方のうち、次の①及び②を満たす方。 ① 指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者等として従事しようとする方。 ② 実務経験要件を既に見たしている、または2年以内に満たす見込みの方。
時間数	意思決定支援コース(6時間) 障害児支援コース(13時間) 就労支援コース(14時間)

(5)相談支援従事者初任者研修(共通講義部分2日間)	
受講対象者	サービス管理責任者を目指す方。
時間数	2日間(相談支援専門員を目指す方が受講する「相談支援従事者初任者研修(7日間)」のうち、共通講義部分2日間を受講するもの)

5 基礎研修修了者が行う OJT について

サービス管理責任者等基礎研修修了者は、基礎研修修了後5年間のうち2年以上の実務経験(以下「OJT」という)を行う必要があります。基礎研修の内容を踏まえた OJT を行うことが求められるため、単なる相談支援の業務や直接支援の業務よりも個別支援計画の原案作成等、サービス管理責任者等としての業務を行うことが望ましいです。

また、OJT を通して、基礎研修で学んだ個別支援計画作成のプロセスを実践して十分に定着させるとともに、それぞれのサービスの専門性を培うことが想定されています。実践研修では、自ら適切に個別支援計画を作成することが達成目標とされているので、OJT で十分な経験を積んでおく必要があります。

※令和5年6月に創設された OJT 期間の短縮特例の取扱いについては、以下の URL を参照ください。

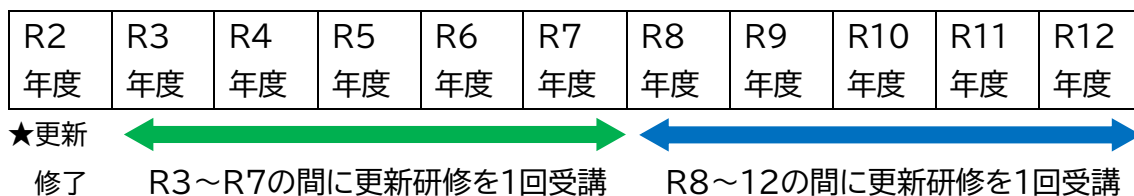
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kurashi/shogaisha/20230823102332.html>

6 更新研修の受講間隔について

(1)旧サービス管理責任者等の方

平成31年4月1日以降、初めて更新研修を受講修了した年度の翌年度から起算して5年度内ごとに1回受講することを繰り返す。

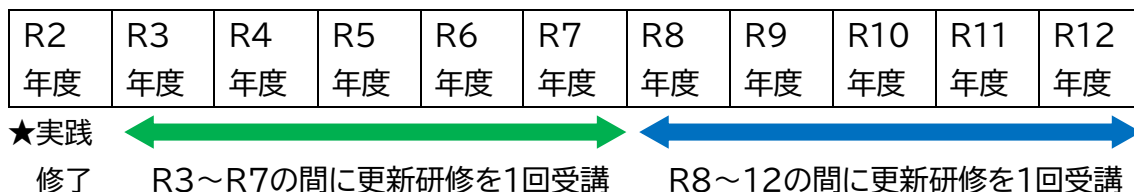
(例)令和3年1月に更新研修を修了した方



(2)新サービス管理責任者等の方

実践研修修了者となった年度の翌年度から起算して5年度内ごとに1回受講することを繰り返す。

(例)令和3年2月に実践研修を修了した方



7 サービス管理責任者等として配置される際に必要な書類

研修要件と実務経験要件を満たしていることを、指定権者(宮崎県または宮崎市)に証明する必要があります。

証明に必要な書類は表1の通りです。

表1【提出が必要な書類】(◎:必要、○:場合によっては必要、×:不要)

	新サービス管理責任者	旧サービス管理責任者等 ※H31.4.1～R6.3.31までに更新研修を修了した方	旧サービス管理責任者等 ※R6.3.31までに更新研修を修了しなかった方
実務経験証明書 (サービス管理責任者配置以前のもの)	◎	◎	◎
相談支援初任者研修講義部分(2日間)受講証明書又は相談支援初任者研修修了証書もしくはサービス管理責任者事前研修受講証明書のいずれか1つ	◎	◎	◎
サービス管理責任者研修修了証書 (介護・地域生活(身体)(知的・精神)、就労、児発管)	×	◎	◎
サービス管理責任者基礎研修修了証書	◎	×	×
サービス管理責任者実践研修修了証書	◎	×	◎
サービス管理責任者更新研修修了証書	○注1	◎注2	○注1
資格証の写し(有資格者のみ)	○	○	○

注1)実践研修修了日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内の方は不要です。

注2)令和6年3月31日までは更新研修の修了証書は不要ですが、同日までに更新研修を受講しなければ令和6年4月1日以降は配置できません。更新研修を修了した方は、必ず修了証書を指定権者に提出してください。

8 サービス管理責任者の実務経験要件について

(児童発達支援管理責任者の実務経験要件については、P13をご覧ください)

(1) 実務経験として認められる業務内容

実務経験は「相談支援の業務」又は「直接支援の業務(介護等の業務)」であることが必要です。

例えば、「障害者支援施設において、主に請求等の事務等に従事していた」場合には、「相談支援の業務」や「直接支援の業務(介護等の業務)」に該当しないため、実務経験として認められません。

業務内容	具体的な定義
相談支援の業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務
直接支援の業務 (介護等の業務)	身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

(2) 実務経験を積む場所(事業所及び施設)について

実務経験として認められる業務の実施場所は、告示により一定の事業所・施設での経験に限られます。それ以外の事業所・施設での経験は原則として認められません。詳細は、11 ページから 12 ページの「(4)必要な実務経験年数」をご覧ください。

(3) 実務経験年数の数え方

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であるものとします。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上である必要があります。

(4) 必要な実務経験年数

相談支援の業務	
地域生活支援事業、 障害児相談支援事業、 身体障害者更生相談所、 知的障害者更生相談所、 福祉事務所、 発達障害者支援センター、 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	5年
児童相談所、 身体障害者相談支援事業、 身体障害者相談支援事業、 知的障害者相談支援事業、 その他これらに準ずる事業の従業者	
障害者支援施設、 老人福祉施設、 精神保健福祉センター、 救護施設、 生活保護法の更正施設、 介護老人保健施設、 地域包括支援センター、 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
障害者職業センター、 障害者雇用支援センター、 障害者就業・生活支援センター、 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
特別支援学校その他これらに準ずる機関(特別支援学級)の従業者又はこれに準ずる者	
保険医療機関の従事者又はこれに準ずる者	
その他、上記の業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者	3年
上記の「相談支援の業務」に従事する方で、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)又は精神保健師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある方	

直接支援の業務	
障害者支援施設、 障害児入所施設、 老人福祉施設、 介護老人保健施設、 療養病床 その他これらに準ずる施設の従業者	8年
障害福祉サービス事業、 障害児通所支援事業、 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者	
保険医療機関又は保険薬局、 訪問介護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
特例子会社、 重度障害者多数雇用事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
特別支援学校 その他これらに準ずる機関(特別支援学級等)の従業者又はこれに準ずる者	
その他、上記の業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者	
上記の「直接支援の業務」に従事する者で、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、居宅介護職員初任者研修修了者、訪問介護員(旧ヘルパー2級以上)、児童指導者任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者の者	5年
上記の「直接支援の業務」に従事する者で、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)又は精神保健師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者	3年

児童発達支援管理責任者の実務経験要件について

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上で、当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
 ② ニの期間が通算して8年以上で、当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
 ③ イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつヘの通算期間が5年以上である者

イ	次の(1)から(6)に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間
	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※5)、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※6)、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
ロ	(6) 病院若しくは診療所の従業者又はこれらに準ずる者で、以下のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格者(※1) ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者(※2) ・ヘに掲げる資格を有している者 ・イの(1)から(5)に掲げる従業者の期間が1年以上の者
	次の(1)から(5)に掲げる者であって、以下のいずれかの資格を有して、直接支援の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 ・社会福祉主事任用資格者(※1) ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者(※2) ・保育士、児童指導任用資格者(※3) ・精神障害者社会復帰指導員 (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)
	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、療養病床(病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床)その他これらに準ずる施設の従業者 ※認可外保育所等、当該事業の実施に認可が求められる事業において、認可外は対象外となります。
	(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者
□	(3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

9 児童発達支援管理責任者の実務経験用務について

	(4)	特例子会社、助成金受給事業所(重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所)その他これらに準ずる施設の従業者
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
ハ		老人福祉施設(※5)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※6)、地域包括支援センターの事業者が、 相談支援の業務 に従事した期間
		老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、療養病床、老人居宅介護等事業(※7)、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が 直接支援の業務 に従事した期間
ニ		口の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ホ		老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間
ヘ		医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

<注意事項>

① 対象者について

相談支援業務及び直接支援業務の対象者について、児童(こども)に関しては、障がい児に限らず、児童全般に
対する支援を指します

② 対象となる支援内容について

対象事業を実施する施設等には在籍していたが、相談支援業務または直接支援業務に従事していない場合は、
実務経験には含まれません。

③ 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり
180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上で
あり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

(※1)社会福祉主事任用資格者

厚生労働省ホームページ:『社会福祉主事任用資格の取得方法』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

(※2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者

訪問介護員1級・2級課程、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、介護福祉士

9 児童発達支援管理責任者の実務経験用務について

(※3)児童指導員任用資格

①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業(※4)に従事したもの
⑨	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの (※養護教諭・栄養教諭を除く)
⑩	3年以上児童福祉事業(※4)に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(※4)児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

第一種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第二種社会福祉事業	障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(※5)老人福祉施設

老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の3に規定される次の施設

老人福祉施設	・老人デイサービスセンター(介護保険法にいう「通所介護」等)、老人短期入所施設(介護保険法にいう「短期入所生活介護」)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
--------	---

9 児童発達支援管理責任者の実務経験用務について

(※6)介護老人保健施設

「老健(ろうけん)」とも言われ、介護保険が適用される介護サービスで、在宅への復帰を目標に心身の機能回復訓練を行う施設

(※7)老人居宅介護等事業

老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の2第2項に規定される、身体上または精神上の障害のために、日常生活に支障がある人などを対象にして、居宅での入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談などの便宜を供与する事業(介護保険法にいう「訪問介護」等)

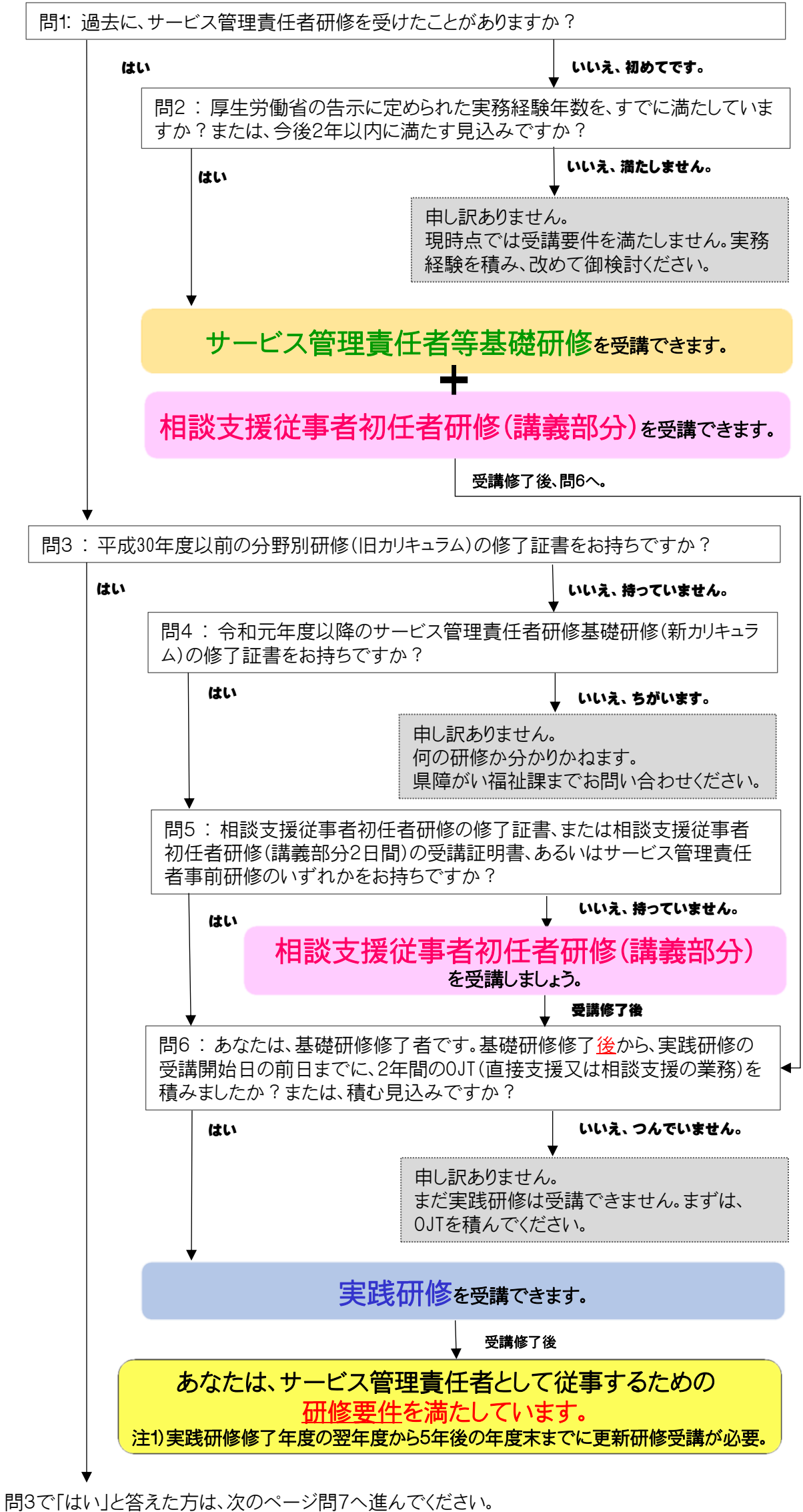
10 その他の経過措置及び特例措置について

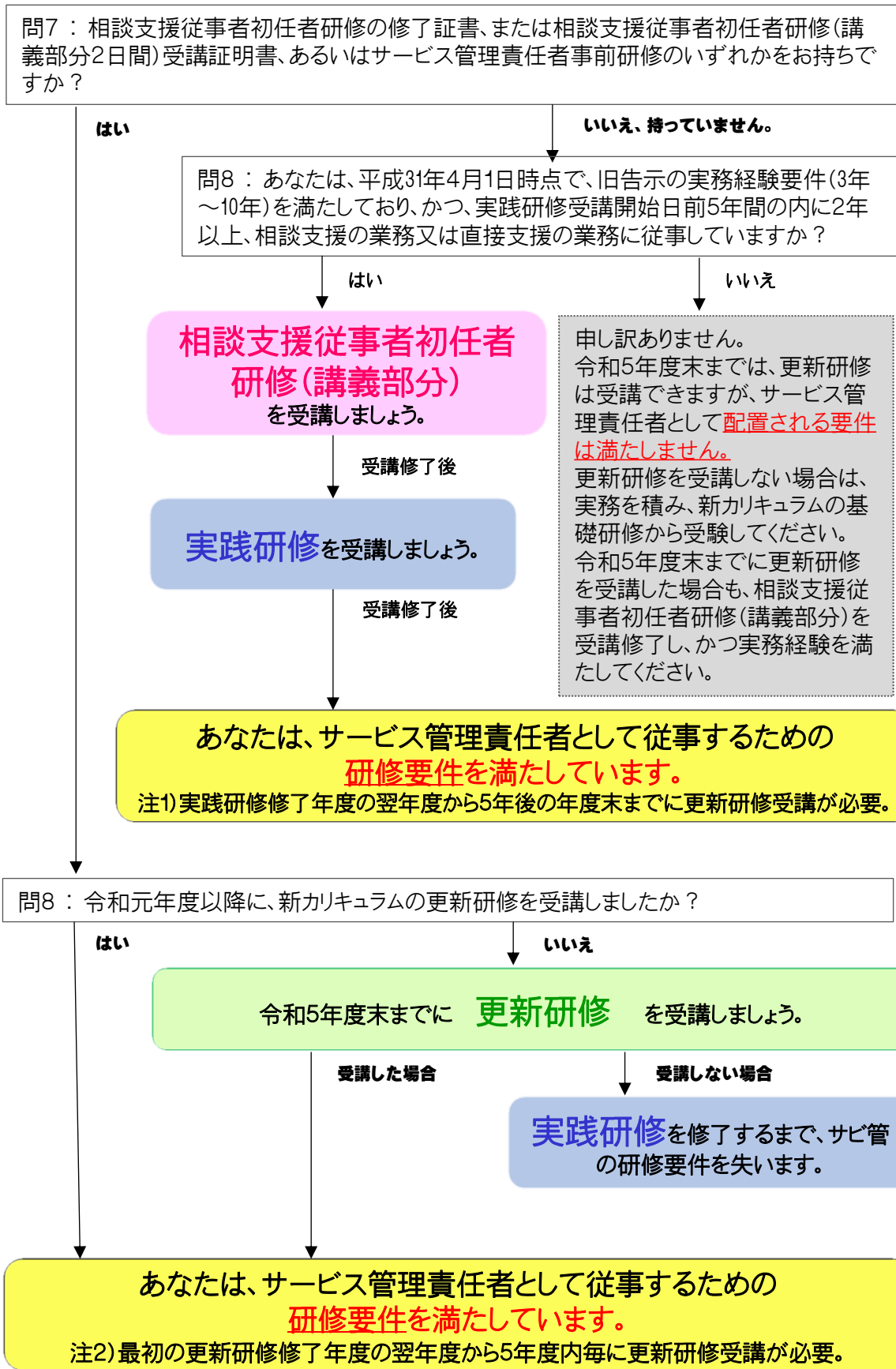
(1) 「みなし配置」の終了について

平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに、実務経験者が基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなして配置できる経過措置、いわゆる「みなし配置」がありましたが、令和4年4月1日以降の基礎研修修了者は、新たに「みなし配置」をすることはできません。

既に「みなし配置」されたサービス管理責任者等も、**基礎研修修了日から3年を経過する日までに、実践研修を修了し**、正式なサービス管理責任者等となる必要がありますのでご注意ください。

11 研修要件確認フローチャート





注1）実践研修修了者となった日の属する年度の翌年度から起算して、5年度を経過する日の属する年度末日までに、更新研修を受講することが必要です。

注2）旧カリキュラムのサービス管理責任者研修の修了者は、令和元年度以降、初めて更新研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年度毎の末日までに更新研修を改めて受講することが必要です。

注3）更新研修の受講には、次の①又は②の要件を満たすことが必要です。（旧カリキュラムのサービス管理責任者研修修了者は、令和5年度末までは「現に従事しているもの」とみなされるため、以下の①②の基準に該当する必要はありませんが、令和6年度以降は①②を満たす必要があります。）

①現に、サービス管理責任者又管理者若しくは相談支援専門員として従事している

②更新研修研修受講開始前5年間に於いて、サービス管理責任者又は管理者若しくは相談支援専門員の業務に通勤して2年以上従事している